

様式第九（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成27年10月16日

2. 認定新事業活動実施者名

ソニーセミコンダクタ株式会社、カンサン株式会社

3. 認定新事業活動計画の目標

日本の半導体業界は、激しさを増すグローバル市場での競争の中で年々シェアを低下させ、非常に苦戦を強いられている。

ソニーセミコンダクタ株式会社（以下「ソニー」という。）の電子デバイス部門は、国内に主要製造拠点を展開している。主要製品であるCMOSイメージセンサは、当社の半導体デバイス事業の売り上げの8割を占める重要な部門であるが、国内で生産活動を継続するには、海外メーカーに対する更なる競争力強化のための生産性向上が不可欠である。

中でも、半導体製造工程に多く使用される材料ガスの安価での調達及び安定的品質の確保は重要である。半導体製造に用いる高純度の材料ガス容器については、容器保安規則に基づき5年ごとの再検査を行うこととなっている。しかしながら、現状の再検査方式であるガス容器一本ごとの液圧検査は、内面汚染の洗浄費用及び長期の作業期間を要するため、材料ガスの調達コスト低減の妨げとなっている。

新事業においては、生産性向上の方向性として、競合国(企業)で既に可能となっている容器再検査の実施により、産業競争力を強化することを目標とする。

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

本新事業活動では、容器再検査方法として欧米で既に導入されている超音波検査法(以下「UT法」という。)という先進的な非破壊検査方法(以下「先進的検査方法」という。)の実証を行う。

実証に際しては、ガス使用者であるソニーが責任者となり、カンサン株式会社(以下「カンサン」という。)が、国内各ガスメーカーの中・小型ガス容器をUT法により再検査し、この再検査に合格したガス容器を、本新事業活動に参加する企業にて充てん、運搬及び使用など管理運用し、運用上に問題の発生しないことを実証する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

(容器再検査)

カンサン 高崎事業所(群馬県高崎市倉賀野町3156番地)

なお、先進的検査方法の検査で合格したガス容器には、ガスを納入する事業者が高圧ガスを充てんし、消費場所までの輸送を行う。

(高圧ガスの消費)

先進的検査方法で検査されたガス容器を使用して半導体の製造を行う。

①ソニー 熊本テクノロジーセンター(熊本県菊池郡菊陽町大字原水4000-1)

②同 長崎テクノロジーセンター(長崎県諫早市津久葉町1883-43)

- ③同 鹿児島テクノロジーセンター(鹿児島県霧島市国分野口北5-1)
- ④同 山形テクノロジーセンター(山形県鶴岡市宝田1-11-73)
- ⑤同 白石蔵王テクノロジーセンター(宮城県白石市白鳥3-53-2)

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
本新事業活動では、米国Department of Transportation規格(以下「DOT規格」という。)に準拠する先進的検査方法を、容器保安規則に基づき、5年ごとに行う液圧試験(水)と外観試験の代替とする。

<中・小型容器(47リットルまでの容器)>

UT法のDOTの認証を有するカンサンの試験員がUT法にて全周を詳細検査し、検出された欠陥の大きさ及び深さにより合否を判定する。

上記の実証においては、上述のDOT規格に準拠した検査作業手順に従い、認定された検査者が容器再検査を行うことで安全を担保する。加えて、消費時には雨水がかからないよう取り扱い、腐食等を防止するとともに、ガス消費場所及び充てん場所でのガス容器受入時と、容器再検査時の塗装及びへこみ等の目視確認を行うことで、実証期間中の安全措置とする。また、検査場所については、一定範囲を立入禁止区域とし、実証に用いるガス容器の管理については、他者が使用することがないように容易に識別可能な措置を講じる。

以上の先進的検査方法をもって、経済産業省令第二十四号(経済産業省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令)第三条に定める規制の特例措置に基づき、容器保安規則第二十五条第一項の告示で定める容器再検査の方法の代替措置とする。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
認定の日から、平成29年3月末日まで。